

令和元年

御殿場市・小山町広域行政組合議会
第 3 回 臨時会 会議録

令和元年 12月20日 開 会

令和元年 12月20日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

令和元年御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会会議録目次

12月20日

○議事日程	3
○会議に付した事件	3
○出欠席議員	3
○説明のために出席した者	3

会 議

○開会・開議	4
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5
○日程第 2 会期の決定	5
○日程第 3 管理者提案理由の説明	5
○日程第 4 議案第13号 令和元年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について	6
○日程第 5 議案第14号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	8
○日程第 6 議案第15号 御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	8
○閉 会	13

令和元年御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会会議録

令和元年12月20日（金曜日）

○議 事 日 程

令和元年12月20日 午後1時30分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者提案理由の説明

日程第 4 議案第13号 令和元年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正
予算（第2号）について

日程第 5 議案第14号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例制定について

日程第 6 議案第15号 御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与
等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番 勝 亦 功 君

2番 勝間田 博文 君

3番 黒 澤 佳壽子 君

5番 杉 山 護 君

6番 室 伏 勉 君

7番 佐 藤 省 三 君

8番 高 橋 利 典 君

10番 藪 田 豊 造 君

11番 土 屋 光 行 君

12番 岩 田 治 和 君

13番 大 窪 民 主 君

14番 高 畑 博 行 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席した者

管 理 者

若 林 洋 平 君

副 管 理 者

池 谷 晴 一 君

副 管 理 者

勝 又 正 美 君

会 計 管 理 者

鈴 木 秋 広 君

事 務 局 長

勝間田 邦 雄 君

消 防 長

村 松 秀 樹 君

庶 務 課 長

三 輪 徹 君

事務局次長兼資源循環課長

佐 藤 暁 将 君

事務局次長兼衛生センター所長

岩 田 隆 夫 君

管 理 課 長	小 澤 進 君
予 防 課 長	岩 田 誠 君
消 防 次 長 兼 警 防 課 長	勝 間 田 誠 司 君
通 信 指 令 課 長	平 野 利 政 君
御 殿 場 消 防 署 長	谷 中 修 君
小 山 消 防 署 長	込 山 眞 治 君
御 殿 場 消 防 署 副 署 長	小 林 眞 人 君
御 殿 場 市 副 市 長	瀧 口 達 也 君
御 殿 場 市 企 画 部 長	井 上 仁 士 君
御 殿 場 市 総 務 部 長	梶 守 男 君
御 殿 場 市 環 境 部 長	勝 又 裕 志 君
小 山 町 副 町 長	杉 本 昌 一 君
小 山 町 企 画 総 務 部 長	湯 山 博 一 君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	込 山 次 保
庶務課総務スタッフ主任	勝 亦 俊 尚
庶務課総務スタッフ主任	齋 藤 真 知 子
庶務課総務スタッフ主任	小 宮 山 智 士

○議長（大窪民主君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、令和元年御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（大窪民主君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（大窪民主君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程、管理者提案理由説明書、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は、先に議員各位に配付済みであります。

○議長（大窪民主君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において1番 勝亦 功議員、14番 高畑博行議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（大窪民主君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

令和元年第3回臨時会の会期は、本日12月20日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、第3回臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（大窪民主君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第13号から議案第15号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者

○管理者（若林洋平君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会に提出をいたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、予算案1件、条例案2件でございます。

以下、議案番号に従い、順次御説明を申し上げます。

それでは、議案第13号「令和元年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について」申し上げます。

今回の補正額は、6,913万9,000円の増額で、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ33億313万9,000円とするものでございます。

補正の背景、要因といたしましては、9月補正予算編成後の事情変化によるものでございます。

歳出の主なものは、人事異動などを理由とした人件費の増減、天皇陛下御即位に伴う国民の祝日の増加を理由とした手当等の増額でございます。

歳入の主なものは、歳出の補正に伴う市町負担金の増額でございます。

次に、議案第14号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第15号「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は関連がござ

いますので、一括して御説明を申し上げます。

本案は、令和元年人事院勧告に準拠し、職員の給与改定を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

以上で、本日提出をいたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。

慎重な御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（大窪民主君）

日程第4 議案第13号「令和元年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（勝間田邦雄君）

ただいま議題となりました議案第13号について、御説明いたします。

資料3 補正予算書の1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条で、歳入歳出予算の総額から、それぞれ6,913万9,000円を増額し、予算の総額を、それぞれ33億313万9,000円とするものです。

補正の内容は、事項別明細書により歳出から御説明申し上げます。

本年4月の職員人事異動などによる増減と、早期退職による退職手当及び勤務手当並びに時間外手当の増額が主なものとなります。

16ページ、17ページをお開きください。

2款1項1目総務管理費、一般管理費につきましては、人事異動等による増減及び早期退職する職員の退職手当となります。

次のページをお開きください。

3款衛生費ですが、人事異動等による増減に係る補正でございます。

次のページをお開きください。

4款消防費は、天皇陛下の御即位に伴う国民の祝日が例年より4日ほど増えたことによる休日勤務手当の増額と、台風19号の災害対応として、職員の招集に伴います時間外手当の増額が主な要因となります。

その他、人事異動等による増減に係る補正でございます。

次に、歳入でございますが、ページ戻っていただきまして、12ページ、13ページをお開きください。

1款1項1目負担金の説明欄は、歳出補正の結果、6,913万9,000円の増額

となります御殿場市と小山町の負担金の額でございます。

内訳は、御殿場市が5,465万円、小山町が1,448万9,000円となります。

以上、議案第13号の内容の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番 黒澤佳壽子議員

○3番（黒澤佳壽子君）

1点、質問させていただきます。

歳出、ページは16ページ、17ページ、2款総務費、1項1目一般管理費、説明欄

1、人件費の②の児童手当、退職手当、4,579万円増について質問いたします。

これは児童手当、退職手当が合算で計上されていますので、4,579万円の内訳と、その増額の背景についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（大窪民主君）

庶務課長

○庶務課長（三輪 徹君）

お答えいたします。

増額となりました児童手当、退職手当、4,579万円の内訳につきましては、早期退職募集に応募された2名分の退職金として約4,600万円増額した一方、児童手当につきましては、20万円余減額となっております。

減額した児童手当につきましては、御案内のとおり、児童手当法に基づく国の制度であり、自治体が対象児童の親に支給するべきものでございますが、公務員の特例がございます。公務員につきましては、勤務官署が支給すべきとなっております。

このような理由から、例年、広域行政組合一般会計の当初予算に計上することとなり、予算編成時におけるデータから、次年度の該当児童数を予想して算定しております。

しかしながら、この12月時点において、実際には該当児童数が予想より数名少なく、金額的には1年を通した児童2名分程度が減額となりました。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と黒澤佳壽子君）

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、議案第13号「令和元年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大窪民主君）

この際、日程第5 議案第14号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び日程第6 議案第15号「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2議案を一括して議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（勝間田邦雄君）

ただいま議題となりました、議案第14号及び議案第15号の2議案につきましては、関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

議案資料1をお願いします。

1ページからが議案第14号、8ページからが議案第15号となっておりますので、御確認ください。

本2案は、令和元年人事院勧告を受け、広域行政組合一般職の職員の給料表、期末・勤勉手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、給与改定の概要について御説明申し上げます。

議案資料2の1ページをお願いいたします。

1の給料表の改定につきましては、人事院勧告を踏まえ、若年層を中心に一般職員及び会計年度任用職員の給料表の水準を平均0.1%引き上げるものでございます。この給料表は平成31年4月1日に遡及して適用いたします。

具体的には、(1)のとおり初任給を1,500円から2,000円引き上げるとともに、30代半ばまでの職員が在籍する低位号給について、200円から2,000円の引き上げを行うものでございます。

(2)につきましては、現行の当組合の給料表が今回の給与改定後の国のそれを上回る水準であります1級40号給以上について、在籍者が見込まれる68号給まではその額を据え置き、直近で在職者が見込まれない69号給以上につきましては、昇給のカーブを緩やかにし、より国に近づけるため、引き下げを行います。

以上の改定により、より国に準じた給料表の構成として、適正な給料水準を目指すものでございます。

次に、2の期末・勤勉手当の支給月数の改定につきましては、人事院勧告を踏まえ、期末手当または勤勉手当の支給月数を0.05か月分引き上げるものでございます。具体的には、令和元年12月期の一般職員の勤勉手当及び期末手当を0.05か月分引き上げます。

また来年度以降につきましては、今回の引き上げ分を6月期と12月期に均等に振り分ける内容となっております。

なお、今回の勧告においては、一般職の再任用職員の勤勉手当に関する改定はありませんでした。また会計年度任用職員については期末手当のみの支給となるため、今回の改定の影響はございません。

次に、3の年間給与支給総額につきましては、給料表及び期末・勤勉手当の支給月数の改定により、今年度の給与支給総額は広域行政組合一般職の職員全体で約460万円程度の増額となり、職員1人当たり平均で、年間約2万6,000円の増額となります。

次に、4のその他につきましては、今回の会計年度任用職員の給料表の改定に合わせ、会計年度任用職員制度の導入に伴う所要の改正等を行うものです。

以上が、給与改定の概要であります。

それでは、条例ごとに具体的な内容説明をいたします。

新旧対照表で説明いたしますので、同じ資料の2ページと3ページをお願いいたします。

初めに、議案第14号について御説明いたします。

第1条関係のうち、第19条第2項第1号につきましては、一般職員の勤勉手当の支給月数の上限を引き上げるもので、12月1日から適用となります。

次に、4ページから9ページにかけては、給料表の改正でございまして、一般職員の給料表を先ほど御説明のとおり改めるものであり、据え置きとなる部分を除く1級の各号給及び、2級の47号給まで、3級の31号給、4級15号給、5級7号給までが対象となります。

10ページと11ページをお願いいたします。

次に、第2条関係でございしますが、これは来年度以降の給与について規定するものでございます。

まず、第19条第2項第1号につきましては、第1条関係で12月期にまとめて0.05か月分引き上げました一般職員の勤勉手当の支給月数の上限を、6月期、12月期に均等に振り分け直すものでございます。

附則でございしますが、第1項につきましては、第1条の改正規定を公布の日から施行し、第2条の改正規定につきましては、令和2年4月1日から施行するという規定でございします。

また、第2項につきましては、第1条の改正規定のうち、給料表の改定に係る部分については、平成31年4月1日に遡及して適用し、勤勉手当の支給月数の上限の改定に係る部分につきましては、令和元年12月1日から適用することとするものでございます。

第3項につきましては、本条例改正前に支払われました給与を本条例改正後の規定に基づいて支払われた給与の内払いとみなすことを規定するものでございます。

最後に、第4項は、規則への委任規定となっております。

続きまして、議案第15号について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

12ページから17ページまでは、来年度から導入される会計年度任用職員に適用される給料表の改正でございまして、広域行政組合一般職員の給料表の一部を引用するため、それと同様の改正となっております。

また、附則でございしますが、第1項につきましては施行日を来年4月1日と定めるものでございます。

次に、附則第2項につきましては、この後、附則第4項にて行う御殿場市・小山町広域行政組合議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に関し、経過措置を設けるものでございます。

19ページから21ページをお願いいたします。

附則第3項及び第4項につきましては、来年度からのフルタイム会計年度任用職員の導入に伴い、関連する3条例について所要の改正を行うものでございます。

附則第3項関係につきましては、同規定による「御殿場市・小山町広域行政組合職員の互助会に関する条例」の一部改正の新旧対照表となります。

内容としましては、第2条の改正では、組合職員の御殿場市職員互助会に加入要件として、御殿場市長の承認事項を追加するものでございます。

第3条につきましては、互助会員となる職員の定義を改めるものでございます。

次に、附則第4項関係につきましては、同規定による「御殿場市・小山町広域行政組合議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」の一部改正の新旧対照表となります。

具体的には、公務災害の補償基礎額につきまして規定する同条例第6条において、これまで想定されていなかった、給料が支給される非常勤の職員、すなわち会計年度任用職員の取り扱いについての規定を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大窪民主君）

これより議案第14号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、議案第14号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大窪民主君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(大窪民主君)

これより議案第15号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(大窪民主君)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(大窪民主君)

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(大窪民主君)

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(大窪民主君)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長(大窪民主君)

これより、議案第15号「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大窪民主君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(大窪民主君)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和元年御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会を閉会いたします。

す。

お疲れさまでした。

午後 1 時 5 3 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 大 窪 民 主

署名議員 勝 亦 功

署名議員 高 畑 博 行